

広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会慶弔規程

第1条 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会に、慶弔その他一身上に重大な変動があった場合、この規定により慶弔の意を表す。

第2条 慶弔については、次のとおりの基準とする。

慶弔理由	名目
1. 役員が死亡した場合	弔電・香典（10,000円）
2. 委員が死亡した場合	弔電
3. 代表者・運営責任者が死亡した場合	弔電
4. 関係機関・団体の慶弔時については会長に一任（上限30,000円）	

第3条 慶弔金品の贈呈は、会長又はその代理者による。

第4条 葬儀の場合は、会長又はこれに代わる者が参列して弔意を表す。

第5条 この規定により慶弔を受けた者は、金品による返礼は一切行わないものとする。

第6条 弔事終了後の対応は行わないこととする。

第7条 上記以外の場合において、必要と認められる場合は会長の指示のもと、適宜対応するものとする。

附 則 令和4年6月13日 この規定を、令和4年4月1日から適用する。